

「無料点検いかがですか」と来訪するリフォーム業者にご注意ください！

これから台風が多く発生する季節が来ます。この時期になると、「近所で工事をしています。お宅も屋根の無料点検いかがですか」と突然訪ねてくるリフォーム業者がいます。高齢者の家に見慣れない人が出入りしている、足場が組まれているなど普段と違う様子が見られたら、トラブルに巻き込まれているかもしれません。周囲の人の早めの気づきが、被害の防止につながります！

■＜事例＞突然来訪した業者に屋根の無料点検をしてもらったら、保険金で修理できるというので契約してしまった

一昨日、突然自宅に「近所で工事をしているのであいさつに来ました。お宅も屋根の無料点検いかがですか」と業者が訪ねてきた。業者が屋根を点検すると、「屋根瓦がずれています。雨漏りの心配があるので早く工事したほうがいい」と言った。「費用は150万円ですが、保険で自己負担なく修理できます」というので屋根工事と保険申請の契約をした。あとで冷静になって考えると、屋根の傷みは老朽化によるもので、台風が原因ではない。事実と異なる理由で保険の申請をしたことが心配になった。解約したい。
⇒自宅を突然訪問する訪問販売の場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。早めに通知を出しましょう。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても被害を抑えられる場合があります。早めに消費生活センターに相談してください。

■「保険金使える」に要注意！老朽化は火災保険の対象外です

火災保険の保険金は、台風や大雨など自然災害による損害に対して支払われるものです。損傷が老朽化によるものであれば保険金は支払われません。虚偽の申請をして保険金を受け取った場合、保険会社から契約を解除されたり、保険金詐欺にあたりと判断されることも考えられるので応じないようにしましょう。保険金の請求はご自身で手続きすることができます。自然災害により修理が必要となったときは、まずは加入している損害保険会社または代理店に相談しましょう。

早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

◆この記事についてのお問い合わせ◆

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

◆個別のご相談は◆

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)9:00～16:15

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります